

## 磐梯町地域おこし協力隊（民間企業等受入型）受入事業者 募集要項

### 1 事業の目的

地域の活性化及び地域産業の振興を図るため、地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）と民間企業等（以下「受入事業者」という。）が連携することで、民間活力の活用による地域協力活動の創出と、将来的な隊員の定住・定着を目指します。

#### 【地域おこし協力隊制度】

都市地域から過疎地域等の条件不利地域等に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、隊員は一定期間（おおむね1年以上3年以下の期間）その地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援など多様な分野の「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

#### 【地域おこし活動】

国の「地域おこし協力隊推進要綱」に規定する地域協力活動と、受入事業者の下で隊員が進める磐梯町への定住・定着に向けた取組を総称したものをいいます。

### 2 応募要件

受入事業者への応募に当たっては、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 地方創生及び地域活性化事業に対する活動実績がある事業者であること。
- (2) 町外の事業者が受託した場合、磐梯町内へ法人登記または活動拠点を設けること。
- (3) 個人事業主及び任意団体でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と関係を有していないこと。

### 3 民間企業等受入型の仕組み

#### (1) 受入事業者・隊員・町の関係

- ア 受入事業者と隊員は、雇用契約を締結します。
- イ 受入事業者と町は、委託契約を締結します。
- ウ 町は、隊員を委嘱します。

#### (2) 受入事業者・隊員・町それぞれの役割

- ア 受入事業者
  - (ア) 町による隊員の募集を支援すること。
  - (イ) 隊員を雇用し、労務管理を行うこと。
  - (ウ) 隊員と協働し、地域活性化に資する活動に主体的に取り組むこと。
  - (エ) 隊員が町に定住・定着できるよう支援すること。

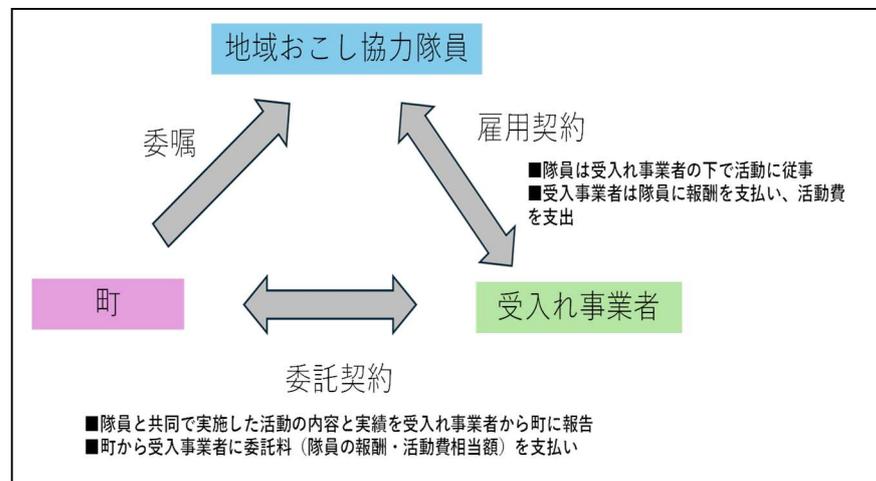
## イ 隊員

- (ア) 受入事業者と協働し、地域の活性化に資する活動に主体的に取り組むこと。
- (イ) 自らが取り組む活動内容の公表及び周知に努めること。
- (ウ) 受入事業者、町及び地域住民との円滑なコミュニケーションを図ること。

## ウ 町

- (ア) 隊員を募集すること。
- (イ) 委託契約に基づいて、隊員の報酬及び活動費に相当する委託料を予算の範囲内で受入事業者に支払うこと。
- (ウ) 町のホームページや広報誌等を利用し、隊員の活動を周知すること。
- (エ) その他磐梯町地域おこし協力隊事業の推進にあたり、町長が特に必要と認める事務を行うこと。

### 【図解】



### (3) 財政支援

町から受入事業者に支払う委託料は、隊員1人当たり年額金5,200,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

ただし、財政支援は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源とするもので、同要綱が改正された場合は、支援額に変更が生じることがあります。

## 4 委託業務の対象となる事業

次の地域協力活動に係る事業を対象とします。

- (1) 磐梯町農業支援拠点の施設活性化に関する活動
- (2) 地域資源の有効利用による持続可能な農業の推進に関する活動
- (3) 農作物、園芸作物等の生産技術の研究及び開発
- (4) 農産物の生産及び加工製造、流通販売に関する活動
- (5) 農業の担い手や新規就農者の受入支援に関する活動
- (6) 地域行事及び地域コミュニティ活性化に関する活動
- (7) 地域の情報発信に関する活動
- (8) その他官民連携・協働の重要性の認識に立って、民間活力の活用による地域協力活動の創出・振興を図るとともに、町内の産業経済団体等と連携・協働して、地域の活性化のために町長が必要と認める活動

## 5 スケジュール

内容	時期
受入事業者の募集開始	令和7年4月1日
応募書類の提出期限	令和7年4月18日
受入事業者の決定	令和7年4月下旬頃
隊員の募集開始	令和7年5月上旬頃
町と受入事業者による隊員の選考	令和7年5月中旬頃
隊員の決定	令和7年5月中旬頃
受入事業者と隊員が雇用契約を締結	令和7年5月下旬頃
受入事業者と町が委託契約を締結 町が隊員を委嘱	令和7年5月下旬頃
受入事業者と隊員が活動を開始	令和7年6月2日（予定）

※太枠内のスケジュールは、隊員の応募状況により変更となる場合があります。

## 6 応募手続

### (1) 提出書類

- ア 磐梯町地域おこし協力隊隊員受入事業者 申込書（様式第1号）
- イ 応募要件に係る宣誓書（様式第2号）
- ウ 事業計画書（※任意様式）
- エ 隊員の労働条件を記載した書類
- オ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類
- カ 直近の決算書等、財務状況が分かる書類

### (2) 提出部数

1部

### (3) 提出方法

提出先に直接提出又は郵送

### (4) 提出期限

令和7年4月18日（金）午後5時必着

※提出先に直接提出する場合、受付時間は午前9時から午後5時までで、土・日曜日及び祝日は受付しません。

## 6 受入事業者の選定

### (1) 選定方法

ア 提出書類により、応募要件を満たすことのほか、事業の実現性や継続性、隊員への支援内容などを確認します。

イ 町と応募者で、面談によるヒアリングを行います。

※選定の過程で、提出書類の補正を求める場合があります。

### (2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

イ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (3) 選定結果の通知

ヒアリング実施後、おおむね2週間以内に応募者に対して通知します。

## 7 その他

(1) 提出書類は返却しません。

(提出書類は、受入事業者の選定以外の目的には使用しません。)

(2) 書類提出後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。

(3) 隊員の活動期間は、原則1年以内とし、3年を限度として期間を更新することができます。財政支援の期間も同様となります。

## 8 提出先・問合せ先

〒969-3392 福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855

磐梯町行政経営課 地域おこし協力隊採用担当

電話番号：0242-74-1211

メールアドレス：bandai-seisaku-tiikiokosi@town.bandai.fukushima.jp